**越前市原油・原材料高騰対策支援事業補助金　創業者特例について**

基本要件：令和４年４月から１２月までの連続する３か月において利益が前年同月比で30％以上減少したこと

創業者特例対象者：創業日が令和３年１０月２日から令和４年９月１日までの事業者（令和４年９月２日以降に創業した事業者は補助金の対象外）

創業者特例：「創業日以降の最初のが属する月から令和４年１２月までの任意の連続する３か月の利益」が、「創業日以降の最初のが属する月から申請日が属する月の前月（令和５年１月を除く。）までの月平均の利益の３倍」に比べ３０％以上少ないこと。



**×３**

（期間の理由）

創業日が令和３年１０月１日の場合は、１０月、１１月、１２月の期間の利益で前年同月の比較ができる。

創業日が令和３年１０月２日以降の場合は、１１月、１２月、１月の利益を比較することになり、基本要件で対応できないことから創業者特例を用いる。

　令和４年９月１日の創業者は創業者特例により９月～１１月または１０月～１２月の利益と９月～１２月の利益を比較するので減少の余地があるが、令和４年９月２日以降の創業者は創業者特例を用いても１０月～１２月の利益同士を比較することになり、減少の余地がないため、補助金の対象外となる。